

# 東日本大震災及び円高に係る保証制度のご案内

## 群馬県信用保証協会

群馬県信用保証協会は、東日本大震災により、事業所等が被害に遭われたり、売上が減少し資金繰りが厳しくなるなどの影響を受けている中小企業者の皆さま、また、円高等の影響により厳しい経営状況が続いている中小企業者の皆さまの各種保証や経営に係る相談について、親身に対応させていただきます。

### ○東日本大震災及び円高に係る保証制度等一覧表

制度名 (※1)	国の制度			県の制度		
	I 東日本大震災復興緊急保証	II セーフティネット保証5号	III 災害関係保証	IV 群馬県経営サポート資金		
対象者 (※2)	直接・間接	直接・間接・円高	直接	直接・間接・円高	直接・間接・円高	直接
融資限度額 (※3)	2億8千万円 一般の保証と別枠	2億8千万円 一般の保証と別枠	2億8千万円 一般の保証と別枠	6千万円	6千万円	5千万円 (運転3千万円)
		合計で2億8千万円		合計で1億2千万円		
融資利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率	責任共有対象外1.9%以内 責任共有対象1.95%以内	1.9%以内	責任共有対象外1.9%以内 責任共有対象1.95%以内
保証料率	0.8%	0.8%	0.8%	利用する保険による	0.8%	利用する保険による

(※1) このほか、市町村にも東日本大震災に対応した融資制度がございますのでご確認ください。

(※2) 対象者については、「大震災に係る直接的被害」か「大震災に係る間接的被害」か「円高による影響」かを記載しています。

(※3) 融資限度額の詳細については、個別の保証制度・融資制度の説明欄をご確認ください。

## I 東日本大震災復興緊急保証（略称：震災緊急保証）のご案内

東日本大震災を受け、平成23年5月23日に創設された「東日本大震災復興緊急保証（略称：震災緊急保証）」は、取扱期間が1年間延長され、平成25年3月31日までとなりました。また、対象者（資格要件）について、売上高等の前年同期との比較のほか、前々年同期との比較も可能となりました（比較対象は震災前の売上高等となります）。

### ○震災緊急保証のポイント及びお客様等のメリット

- ① 大きな保証枠 … 一般の保証（限度額2億8千万円）とは別枠の保証（限度額2億8千万円。内訳は、無担保保証8千万円、普通保証2億円）
  - ② 低い保証料率 … 保証料率は一律0.8%（一般の保証（平均1.35%）よりも低めに設定）
  - ③ 安心の長期保証 … 保証期間最長10年・据置期間最長2年
  - ④ 間接的被害も対象 … 災害により直接的被害を受けた方だけでなく、間接的被害を受けた方も対象となります。
  - ⑤ 証明・認定が必要 … 市町村長等から罹災証明又は認定を受けていただきます。
- ※ 責任共有制度の対象外となります。
- ※ 群馬県経営サポート資金を利用される場合は、その範囲内となります。

制度の概要	対象者 (資格要件)	I 特定被災地域（政令指定）（群馬の企業でも被災地域内に被災した事業所があれば対象となります） 直接的又は間接的な被害を受けた中小企業者（罹災証明又は認定書が必要） II 特定被災地域以外（群馬県は上記 I の特定被災地域以外これに該当します）（認定書が必要） ① 特定被災地域内の事業者との取引関係により、震災後の最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期（前々年同期または前年同期）の売上高等に比して10%以上減少している中小企業者 ② 震災に起因する契約の解除、イベントの自粛等の影響で、震災後の最近3ヶ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期（前々年同期または前年同期）の売上高等に比して15%以上減少している中小企業者 ※ II の認定申請には、震災による売上高等の減少事由を説明する「理由書」が必要です。
	保証限度額	・ 2億8千万円（無担保保険に係る保証8千万円以内・普通保険に係る保証2億円以内） ・ 特別小口保険に係る保証 1, 250万円以内 ※ 中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内 (注) 上記金額は一般保証の別枠でご利用いただけますが、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算で、5億6千万円までとなります。
	対象資金	経営安定に必要な事業資金（事業再建資金を含む。設備資金・運転資金）とします。
	貸付形式	手形貸付・証書貸付とします。
	保証期間	10年以内（うち据置2年以内）
	返済方法	原則として均等分割返済とします。
	保証料率	0.8%（一般の保証料率より低めの設定）
	担保	必要に応じて徴求させていただきます。
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。	

## II セーフティネット保証（5号）のご案内

平成24年度のセーフティネット保証（5号）は、上期については、これまでと同様の業種（82業種。中小企業者のほぼすべて）が対象となります。

### ○セーフティネット保証（5号）のポイント及びお客様等のメリット

- ① **大きな保証枠** … 一般の保証（限度額2億8千万円）とは別枠の保証（限度額2億8千万円。内訳は、無担保保証8千万円、普通保証2億円）
    - ※ 限度額は、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算となります。
    - ※ 特別小口保証は1,250万円以内です。
  - ② **低い保証料率** … 保証料率は一律0.8%（一般の保証（平均1.35%）よりも低めに設定）
  - ③ **安心の長期保証** … 保証期間最長10年・据置期間最長1年
  - ④ **間接的被害も対象** … 災害により直接的被害を受けた方だけでなく、間接的被害を受けた方も対象となります。
  - ⑤ **円高も対象** … 円高の影響により売上が減少した中小企業者も対象となります。
  - ⑥ **認定が必要** … 市町村長から認定を受けていただきます。
- ※ 責任共有制度の対象外となります。
- ※ 県経営サポート資金のセーフティネット保証要件（Bタイプ）等を利用される場合は、その範囲内となります。

制度の概要	対象者 (資格要件)	<p>中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた、指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかに該当する方。</p> <p>(イ) 最近3ヶ月間の平均売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少していること。</p> <p>(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにも係らず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。</p> <p>(ハ) 平成23年東日本大震災の発生後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(ニ) 円高の影響によって、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。</p> <p>※ (二)の認定申請には、売上高の減少が円高によるものであることを具体的に記述した「理由書」が必要です。</p>
	保証限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2億8千万円（無担保保険に係る保証8千万円以内・普通保険に係る保証2億円以内）</li> <li>・特別小口保険に係る保証 1,250万円以内</li> </ul> <p>※中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内</p> <p>(注) 上記金額は一般保証の別枠でご利用いただけますが、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算で、2億8千万円までとなります。</p>
	対象資金	経営安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）とします。
	貸付形式	手形貸付・証書貸付とします。
	保証期間	10年以内（うち据置1年以内）
	返済方法	原則として均等分割返済とします。
	保証料率	0.8%（一般の保証料率より低めの設定）
	担保	必要に応じて徴求させていただきます。
	保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る市町村長の認定書、納税証明書（市町村住民税）等が必要となります。</li> <li>・県融資制度、市町村融資制度と併用することもできますので、ご活用ください。</li> </ul>	

【お知らせ】平成24年度下半期より、業種指定における産業分類上の区分が変更（中分類から細分類へ）となります。

信用保証の利用に際しましては、各保証制度で定める要件のほか、当協会所定の審査がございますので、ご了承ください。

### Ⅲ 災害関係保証のご案内

災害関係保証は、激甚災害（激甚災害法に基づく激甚災害）により被害を受けた中小企業者のための保証制度です。市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者が、金融機関から借入を行う場合、一般の保証とは別枠（限度額2億8千万円）で保証します。東日本大震災に係る取扱期間は、1年間延長され、平成25年3月31日までとなりました。

#### ○災害関係保証のポイント及びお客様等のメリット

- ① **大きな保証枠** … 一般の保証（限度額2億8千万円）とは別枠の保証（限度額2億8千万円。内訳は、無担保保証8千万円、普通保証2億円）  
 ※ 限度額は、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算となります。
  - ② **低い保証料率** … 保証料率は一律0.8%（一般の保証（平均1.35%）よりも低めに設定）
  - ③ **安心の長期保証** … 保証期間最長20年・据置期間最長1年
  - ④ **直接的被害が対象** … 災害により直接的に被害を受けた方が対象となります（建物等の事業用資産の損壊等）。
  - ⑤ **罹災証明が必要** … 市町村長等から罹災証明を受けていただきます。
- ※ 責任共有制度の対象外となります。  
 ※ 県経営サポート資金の災害復旧関連要件（Cタイプ）を利用される場合は、その範囲内となります。

制 度 の 概 要	<b>対象者</b>	災害により直接的に被害を受けた中小企業者
	<b>保証限度額</b>	・2億8千万円（無担保保険に係る保証8千万円以内・普通保険に係る保証2億円以内） ・特別小口保険に係る保証 1,250万円以内 ※中小企業者が組合等の場合は、4億8千万円以内 (注) 上記金額は一般保証の別枠でご利用いただけますが、既存のセーフティネット保証、景気対応緊急保証及び災害関係保証の残高との合算で、2億8千万円までとなります。
	<b>対象資金</b>	事業再建資金（設備資金・運転資金）とします。 ※対象となる資金は、被害を受けた工場・機械等の修理・修繕・買替などの設備資金と、工場等移転費用・流出又は焼失した在庫商品購入などの運転資金となります。
	<b>貸付形式</b>	手形貸付・証書貸付とします。
	<b>保証期間</b>	原則として20年以内（うち据置1年以内）
	<b>返済方法</b>	原則として均等分割返済とします。
	<b>保証料率</b>	0.8%（一般の保証料率より低めの設定）
	<b>担保</b>	必要に応じて徴求させていただきます。
	<b>保証人</b>	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
	<b>備考</b>	激甚災害（※）による直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村・消防署等から、罹災証明を受ける必要があります。 ※激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）に基づき内閣総理大臣が指定する災害 【激甚災害】平成23年東日本大震災による災害

信用保証の利用に際しましては、各保証制度で定める要件のほかに当協会所定の審査がございますので、ご了承ください。

### 金融・経営相談（無料）のご案内

#### ○特別相談窓口の設置（及び金融・経営窓口相談コーナーの常設）

東日本大震災や円高等を受け、当協会では、保証統括部保証推進課及び本・支店の保証課に、特別相談窓口を設置しました。併せて、営業部・各支店の保証課の窓口において「金融・経営窓口相談コーナー」を設けておりますので、直接ご相談していただくことができます。

#### ○金融・経営相談会の実施（詳細は当協会発行の保証月報又は当協会のホームページをご覧ください）

県内12ヶ所の商工会議所・商工会で、月に1回、相談会を開催しています。

#### ○出前「金融・経営相談」

保証統括部企業支援課を中心に、当協会の職員が、直接、中小企業の皆様を訪問し、金融・経営に関するご相談に対応いたします。相談ご希望の方は、お気軽に企業支援課までお問い合わせください。

（電話027-219-6003）

#### ○経営診断・将来シミュレーション

相談の際お申し出のあったお客様に対して、「中小企業経営診断システム（MS S）」のサービスを行っています。経営上の課題や改善ポイント、将来像等を見ることができ、今後の経営戦略を考える上でのサポート資料となります。作成は無料ですので、安心してご利用ください。

本 店 保 証 統 括 部	保証推進課	TEL 027-231-8875	高 崎 支 店	保証第一課・第二課	TEL 027-362-7733
	企業支援課	TEL 027-219-6003		桐 生 支 店	保証課
本 店 営 業 部	保証第一課	TEL 027-231-8818	太 田 支 店	保証課	TEL 0276-48-8811
	保証第二課	TEL 027-231-8819			

ホームページアドレス <http://gunma-cgc.or.jp/>

## IV 群馬県経営サポート資金のご案内

東日本大震災や円高により影響を受けた中小企業者は、群馬県経営サポート資金をご利用することができます。平成24年度の群馬県経営サポート資金の概要は以下のとおりです。

### ○群馬県経営サポート資金のポイント及びお客様等のメリット

- ① セーフティネット保証等関連要件（Bタイプ）でセーフティネット保証の円高要件をご利用いただけます（※1）
- ② セーフティネット保証等関連要件（Bタイプ）で東日本大震災復興緊急保証をご利用いただけます（※2）
- ③ 間接的被害も対象 … 災害により直接的被害を受けた方だけでなく、間接的被害を受けた方も対象となります。
- ④ 証明・認定が必要 … セーフティネット保証等関連要件（Bタイプ）、災害復旧関連要件（Cタイプ）を利用する場合は、市町村長等から認定又は罹災証明を受けていただきます。

※ 23年度末で終了した東日本大震災被害対策資金は、セーフティネット保証等関連要件（Bタイプ）で借換することができます。

資金名	群馬県経営サポート資金		
	経営強化関連要件 (Aタイプ)	セーフティネット保証等関連 要件 (Bタイプ)	災害復旧関連要件 (Cタイプ)
対象者	以下の理由により経営の安定に支障を生じている方。 ①最近6ヶ月又は3ヶ月の売上高又は粗利益が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している。 ②取引先の倒産等により、売掛債権等の回収が困難となっている。 ③取引条件が悪化等している。 ④事業環境の著しい変化により、最近1ヶ月の売上高が、それ以前3ヶ月平均と比較して20%以上減少している(対象業種を知事が指定しますが、現在指定業種はありません)。 ⑤連鎖倒産を回避する必要がある、知事の指定した業者と取引がある。 ⑥県産業支援機構又は県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業転換、事業の多角化を図ろうとしている。	①セーフティネット保証1号・2号・5号に該当し、経営の安定に支障を生じている方。 1号：再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者(指定)に対し、売掛債権等を有している。 2号：生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖等の事業活動の制限を行っている企業(指定)と直接・間接的に取引を行っている等。 5号：本リーフレットの「Ⅱセーフティネット保証(5号)のご案内」を参照(※1) ②東日本大震災復興緊急保証に該当し、経営の安定に支障を生じている方。(※2) ※本リーフレットの「Ⅰ東日本大震災復興緊急保証のご案内」を参照	以下の理由により被害を受けている方。 ①災害により事業所及び主要な事業用資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けている。 ②激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けている。 ③災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けている。 ④セーフティネット保証3号に該当している(事故等の突発的災害により影響を受けている)。 ⑤セーフティネット保証4号に該当している(自然災害等の突発的災害により影響を受けている)。 ⑥その他知事が特に認める災害により被害を受けている。 ※災害関係保証の併用も可能(本リーフレットの「Ⅲ災害関係保証のご案内」を参照) ※①②③⑥については罹災証明等が必要となります。
融資限度額	6千万円	6千万円	5千万円(うち運転資金3千万円)
	ABC合計で1億2千万円以内		
融資期間	設備 10年以内(据置2年以内) 運転 10年以内(据置1年以内)		設備 10年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置2年以内)
	24年度は上記の据置期間を1年間延長します。ハツ場ダム対策関連は更に1年間延長します。		
返済方法	年1回以上の元金均等分割返済		
保証料率	利用する信用保険によって異なります。	0.8%	利用する信用保険によって異なります。
融資利率	責任共有対象外 1.9%以内 責任共有対象 1.95%以内	責任共有対象外 1.9%以内	責任共有対象外 1.9%以内 責任共有対象 1.95%以内
担保	必要に応じて徴求させていただきます。		
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。		
備考	納税証明書(県民税)等が必要です。詳細は当協会までお問い合わせください。		

信用保証の利用に際しましては、各保証制度で定める要件のほかに当協会所定の審査がございますので、ご了承ください。

ご不明な点をご遠慮なく当協会の本店・各支店にお問い合わせください。